

福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付要綱の制定について

3 生 産 第 7 1 0 号
令 和 3 年 6 月 3 0 日
農林水産事務次官依命通知

福島県高付加価値産地展開支援事業交付金について、この度、福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いします。

以上、命により通知する。

(別紙)

福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付要綱

(通則)

第1 福島県高付加価値産地展開支援事業交付金（以下「交付金」という。）の交付については、福島県高付加価値展開支援事業実施要綱（令和3年6月30日付け3生産第709号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2 交付金は、実施要綱に基づいて行う事業（以下「交付事業」という。）に要する経費を福島県に交付することを目的とする。

(交付の対象及び交付率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、次の各号に定める交付事業を実施するために必要な経費のうち、交付金の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について予算の範囲内で交付金を交付する。

(1) 推進事業

(2) 整備事業

2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第4 別表の区分の欄に掲げる事業の相互間及び経費の欄に掲げる1と2の経費の相互間における流用をしてはならない。

(申請手続)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、福島県知事（以下「知事」という。）は、交付申請書を東北農政局長（以下「農政局長」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を提出するに当たって、知事は各事業実施主体の交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

（交付申請書の提出期限）

- 第 6 交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、農政局長が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

- 第 7 農政局長は、第 5 第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、知事に対してその旨を通知するものとする。
- 2 第 5 第 1 項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1 月とする。

（申請の取下げ）

- 第 8 知事は、第 5 第 1 項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第 7 第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を農政局長に提出しなければならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

- 第 9 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 2 号による変更等承認申請書を農政局長に提出し、その承認を受けなければならない。
- （1）交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 10 に規定する軽微な変更を除き、交付金の増額を伴う変更を含む。
 - （2）交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 10 に規定する軽微な変更を除く。
 - （3）交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 知事は、前項各号に定める場合のほか、交付対象金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて農政局長の承認を受けることができる。
- 3 農政局長は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 10 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業費の 30%以内の経費の額の増減
- (2) 推進事業にあつては事業の廃止以外の変更
- (3) 整備事業にあつては事業の新設又は廃止若しくは事業実施主体の変更以外の変更

(事業遅延の届出)

第 11 知事は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 3 号による遅延届出書を農政局長に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の提出に代えることができる。

(状況報告)

第 12 知事は、交付金の交付決定に係る年度の 12 月 31 日現在において、別記様式第 4 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月 31 日までに農政局長に提出しなければならない。ただし、別記様式 5 号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

(概算払)

第 13 知事は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 5 号の概算払請求書を農政局長及び官署支出官東北農政局総務部長に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書きに基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 知事は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接交付事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第 14 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 6 号のとおりとし、知事は、交付事業が完了したとき（第 9 第 1 項による廃止の承認があった場合を含む。以下同じ。）は、その日から 1 箇月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を農政局長に提出しなければならない。

- 2 知事は、交付事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 7 号により作成した年度終了実績報告書を農政局長に提出しなければならない。

- 3 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした知事は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした知事は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに農政局長に報告するとともに、農政局長による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
また、交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により農政局長に報告しなければならない。

（交付金の額の確定等）

- 第15 農政局長は、第14第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る交付事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、知事に通知するものとする。
- 2 農政局長は、知事に交付すべき交付金の額の確定をした場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

- 第16 知事は、第15第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、農政局長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第14第1項に準じて提出するものとする。
- 2 農政局長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第15第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
 - 3 第15第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

- 第17 農政局長は、第9第1項第3号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の規定による交付決定の全部若しくは一部を取消又は変更することができる。

- (1) 知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく農政局長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 知事が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 知事が、交付事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 間接交付事業者が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接交付事業者が、間接交付金を本事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 農政局長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 農政局長は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による交付金の返還については、第15条第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

(財産の管理等)

- 第 18 知事は、交付対象経費（交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分制限)

- 第 19 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 5 号の大臣が定める財産は、牛、馬、豚及びめん羊とする。
 - 3 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 4 知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ農政局長の承認を受けなければならない。

- 5 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第 20 知事は、交付事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を農政局長に報告しその指示を受けなければならない。

(交付金の経理)

第 21 知事は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しておかなければならない。
- 3 知事は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 9 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前 3 項及び第 22 に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

第 22 知事は、交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 10 号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第 23 知事は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、本要綱第 4、第 9、第 10、第 11、第 12、第 14、第 16、第 17、第 18、第 20、第 21 及び地方公共団体である間接交付事業者にあつては第 22 の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。
- (2) 間接交付事業により取得し又は効用の増加した財産のうち牛、馬、豚、めん羊、不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、知事の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事による間接交付金の交付の決定をもって知事の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- (3) 前号による知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を知事に納付させることがあること。
- 2 知事は、地方公共団体以外の間接交付事業者に交付金を交付するときは、間接交付事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 間接交付事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約にすることができる。
- (2) 間接交付事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合わせ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 11 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 知事は、間接交付事業者に対する間接交付金の交付に先立ち、間接交付事業者に対する間接交付金の交付に際し付す条件の内容について農政局長に届け出なければならない。
- 4 知事は、間接交付事業者が間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 5 知事は、第 1 項第 2 号により承認をしようとする場合は、あらかじめ農政局長の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第 1 項第 2 号ただし書の場合にあっては、第 7 による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に農政局長の承認を受けたものとする。
- 6 知事は、第 1 項第 3 号により間接交付事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。
- 7 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第 1 項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 8 知事は、間接交付事業に関して、間接交付事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。

別表（第2、第3及び第9関係）

区分	経費	交付率	交付決定者
推進事業 （農業・食品産業強化対策推進交付金）	1 事業費 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の事業実施主体への交付に要する経費 2 附帯事務費 1の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費	定額	東北農政局長
整備事業 （農業・食品産業強化対策整備交付金）	1 事業費 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の事業実施主体への交付に要する経費 2 附帯事務費 1の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費	定額	東北農政局長

別記様式第1号（第5関係）

〇〇年度 福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付申請書

番 号
年 月 日

東北農政局長 殿

福島県知事 氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付要綱第4の規定により、農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇円、農業・食品産業強化対策推進交付金〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 推進事業

（1）農業・食品産業強化対策推進交付金

2 整備事業

（2）農業・食品産業強化対策整備交付金

別記様式第1号別添

I 事業の目的

1 推進事業

2 整備事業

II 事業の内容及び計画

1 推進事業の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

事業概要	事業費	負担区分				備考
		国費	県費	市町村費	その他	
		円	円	円	円	
合計						

- (注) 1 「事業概要」「事業費」「負担区分」の欄は、県全体で概略を記載すること。交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記載すること。
- 2 福島県高付加価値産地展開支援事業実施要綱第4に定める計画書を添付すること。
- 3 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

(2) 附帯事務費

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費	県費	
合計				

- (注) 1 事業内容欄は生産局長等が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。
- 2 事業費及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

2 整備事業の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

事業概要		事業費	負担区分				備考
			国費	県費	市町村費	その他	
		円	円	円	円	円	
合計	事業費						
	附帯事務費						
	計						

- (注) 1 「事業概要」「事業費」「負担区分」の欄は、県全体で概略を記入すること。
- 2 地域提案メニューがある場合は、1とは別に、取組内容ごとに「事業概要」「事業費」「負担区分」を記入すること。
- 3 事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と記入の上、別紙を作成し、添付すること。

(別紙)

事業概要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けよう とする金額	償還年数	その他
	〇金融公庫	〇〇資金	〇〇〇〇円	〇年	
	〇農協	〇〇資金	〇〇〇〇円	〇年	

(2) 附帯事務費

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費	県費	
合計				

(注) 1 事業内容欄は生産局長等が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。

2 事業費及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区分	総事業費 (A)+(B) + (C)+(D)	事業に要する経費 (又は要した経費) (A)+(B)	負担区分				備考
			国費 (A)	県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
1 推進事業（農業・食品産業強化対策 推進交付金） ア 事業費 イ 附帯事務費	円	円	円	円	円	円	
2 整備事業（農業・食品産業強化対策 整備交付金） ア 事業費 イ 附帯事務費							
合計							

(注)備考欄には、目的ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額」〇〇〇円 うち国費〇〇〇円）を記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

☐ 免税事業者

- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

IV 事業完了予定（又は完了） ○○年○月○日

（注）「事業完了予定（又は完了）年月日」は、間接交付事業において事業実施主体に対して施工業者から交付対象施設の引渡しが完了した年月日又は交付事業において債務が確定した年月日のいずれか遅い日を記載すること。

V 添付書類

福島県の本事業の交付に関する規定又は要綱

（注）1 交付金交付規定は、間接交付事業にのみ添付すること。

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

4 実績報告の際は以下の資料を添付すること

①の添付を原則とし、②については、①との併用を可能とする。なお、これらにより難しい場合には、②のみの添付も可能とする。

① 財産管理台帳の写し

② 事業実績内訳明細書（様式別紙）

(別紙)

事業実績内訳明細書

交付先名	施設等区分	交付率	事業費	負担区分				備考
				国費	県	市町村	その他	
			円	円	円	円	円	
合計								

- 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入すること。
- 2 地域提案メニューは、備考欄に「地域提案」と記入すること。
- 3 施設等区分の欄は、実施要綱別表の施設等名を記入すること。
- 4 備考の欄は、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
- 5 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

別記様式第2号（第9関係）

〇〇年度 福島県高付加価値産地展開支援事業変更等承認申請書

番 号
年 月 日

東北農政局長 殿

福島県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付要綱第9の規定に基づき申請する。

記（注2）

- （注） 1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書きで上段に記載すること。
- なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること（申請時以降変更のない場合は省略できる。）。

別記様式第3号（第11関係）

〇〇年度 福島県高付加価値産地展開支援事業遅延届出書

番 号
年 月 日

東北農政局長 殿

福島県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業の遅延について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付要綱第11の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 補助事業の遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月までに完了したもの		〇年〇月以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第4号（第12関係）

〇〇年度 福島県高付加価値産地展開支援事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

東北農政局長 殿

福島県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付要綱第12の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号別添の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第 5 号（第 13 関係）

〇〇年度 福島県高付加価値産地展開支援事業概算払請求書

番 号
年 月 日

東北農政局長 殿
官署支出官
東北農政局総務部長 殿

福島県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定の通知のあった事業について、福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付要綱第 13 の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇円、農業・食品産業強化対策推進交付金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
また、併せて、〇〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	国庫補助 (A)	既受領額 (B)		遂行状況 〇月〇日現在の出来高	今回請求額 (C)		残額 (A)-(B)+(C))		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の出来高	金額	〇月〇日現在の出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第 1 号別添の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 下線部は、第 12 ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

別記様式第6号（第14第1項関係）

〇〇年度 福島県高付加価値産地展開支援事業実績報告書

番 号
年 月 日

東北農政局長 殿

福島県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付要綱第14第1項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇円、農業・食品産業強化対策推進交付金〇〇〇円の交付を請求する。）

記

- （注） 1 この実績報告書は、当該報告に係る交付金交付申請書ごとに作成すること。
- 2 括弧内は、実績報告と同時に交付金の交付を請求する場合に記載すること。
- 3 記の記載要領は、別記様式第1号別添の様式に別紙様式のV 収支精算の項目を追加して作成すること。
- （1）軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧で上段に記載すること。
- （2）間接交付事業者に対し間接交付金を交付している場合にあっては、収支精算の支出の備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 4 添付書類については、経費以外のものは交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- また、以下の資料を添付すること。ただし（1）の添付を原則とし、（2）については、（1）との併用を可能とする。なお、これらにより難しい場合には、（2）のみの添付も可能とする。
- （1）財産管理台帳の写し
- （2）事業実績内訳明細書

(別紙様式)

V 収支精算

1 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
1 国庫交付金 ※1 2 その他	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。

別記様式第7号（第14第2項関係）

〇〇年度 福島県高付加価値産地展開支援事業終了実績報告書

番 号
年 月 日

東北農政局長 殿

福島県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付要綱第14第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

事業の実施状況

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付事業 に要する 経費 (A)	国庫交付 金	(A)のうち 年度内支 出済額	概算払受 入済額	(A)のうち未支出 額	翌年度繰 越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇 年度内完了分 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に交付事業が完了しなかった場合に提出するものとする。(翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。)
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る交付事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第8号（第14第4項関係）

〇〇年度 福島県高付加価値産地展開支援事業の消費税仕入控除額報告書

番 号
年 月 日

東北農政局長 殿

福島県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった福島県高付加価値産地展開支援事業交付金について、福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付要綱第14第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 適正化法第15条の交付金の額の確定額
(〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 交付金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 交付金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |
- (注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(交付事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)
- なお、間接交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
- (1) 消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- (4) 間接交付事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- 5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載。
[]
- (注) 消費税額及び地方消費税額の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。
- 6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]
- (注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
- なお、間接交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
- ・免税事業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書、売上高を確認できる資料
 - ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料。
 - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
 - ・間接交付事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

財 産 管 理 台 帳

事業主体名

地区名		地		事業実施年度		令和 年度		農林水産省所管交付金名									
事業 区分	事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		適用	
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承 認 年月日		処分の 内 容
									交付金	県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合計																

- （注） 1 処分制限年月日欄には処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供当別に記入すること。
- 3 概要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 10 号（第 22 関係）

〇〇年度

農林水産省所管

福島県高付加価値産地展開支援事業調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備考
事業名	交付 決定 の額	交付率	歳 入			歳 出							
			科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち交 付金額	支出 済額	うち交 付金額	翌年度 繰越額	うち交 付金額	
〇〇事業 〇〇費 〇〇費 その他	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

記載要領

- 「事業」欄には、交付事業等の名称のほか、当該交付事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業等に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ交付金額を内書（ ）すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年月日

〔間接交付事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約に係る競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- （注） 1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
- なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。
- 4 間接補助事業者に対する申立ての場合であって、補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴することを求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。